

放送番組審議会規程

制 定 2009(平成21)年12月 1日
最終改正 2014(平成26)年 7月29日

第1条 宮ヶ瀬レイクサイドエフエム放送機構株式会社(以下「当会社」という。)は、放送法(昭和25年法律第132号)第6条の定めるところにより、「宮ヶ瀬レイクサイドエフエム放送機構株式会社放送番組審議会」(以下「本会」という。)を設置する。

(改正 平成26年第8回)

第2条 本会は、公共の福祉を増進し、放送番組の向上改善と適正を図るため、当会社の放送番組を審議することを目的とする。

第3条 本会は、当会社放送事業者の諮問に応じて次の事項につき審議する。

- (1) 放送番組基準の制定または変更に関する事項
- (2) 放送番組編集に関する基本計画の制定または変更に関する事項
- (3) その他審議会の目的を達成するため必要と認める事項

(改正 平成26年第8回)

第4条 本会は、前条による審議結果を放送事業者に答申する。

(改正 平成26年第8回)

第5条 本会は、放送番組の向上改善と適正を図るため必要と認めるときは、放送事業者に対し意見を述べることができる。

(改正 平成26年第8回)

第6条 放送事業者は、本会の答申及び意見を尊重し、必要な措置をとらなければならない。

(改正 平成26年第8回)

第7条 本会は、原則として、当会社の放送区域内に居住する学識経験者を中心に、放送事業者が選考し委嘱する委員をもって組織する。

(改正 平成26年第8回)

第8条 本会は、委員長1名を委員の互選により放送事業者が委嘱する。

(改正 平成26年第8回)

第9条 本会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 本会の会議は、原則として、奇数月の年6回開催し、放送事業者が召集する。

2 前項の開催が、諸般の事情により困難なときは、その月を休会とすることができる。

3 本会は、委員総数の半数以上の出席があったとき成立する。

(改正 平成26年第8回 第9回)

第11条 本会は、当会社に対し必要と認める放送番組の内容の保存を要求することができる。

第12条 本会には、当会社の番組及び編成責任者を出席させることができる。

第13条 本会の事務を処理する審議会事務局を当会社放送局に置く。

第14条 その他、本会の運営は、放送法の規定に基づく。

(改正 平成26年第8回)